

令和元年第11回教育委員会会議記録

令和元年10月29日（火）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 協議第1号 八雲町有料バスの運行に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第1号 八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
日程第 4 議案第2号 八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について
日程第 5 議案第3号 八雲町立図書館協議会委員の任命について
日程第 6 議案第4号 八雲町文化財保護審議会委員の任命について
日程第 7 議案第5号 八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について
日程第 8 議案第6号 八雲町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第 9 議案第7号 普通財産（土地）の所管換え及び種別替えについて
日程第 10 報告第1号 損害賠償額の決定及び専決処分の報告について
日程第 11 報告第2号 ものづくり・アイデア作品展審査結果について
日程第 12 その他

◎出席者

教育長	田 中 了 治
委員	松 永 正 実
委員	羽 田 圭 吾
委員	神 原 伸 哉
委員	福 田 浩 子

◎出席した説明者

学校教育課長	石 坂 浩太郎
学校教育課参事	齊 藤 精 克
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	若 山 晋 悟
社会教育課長兼図書館長	佐 藤 真理子
社会教育課長補佐	木 下 智 之

体育課長	三 坂 亮 司
学校給食センター所長	金 浜 ゆかり
熊石教育事務所長	野 口 義 人
図書館管理係長	笹 田 幸 男

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、令和元年第11回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、令和元年第11回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、羽田圭吾委員を指名いたします。

◎日程第2 協議第1号

○教育長 日程第2 協議第1号「八雲町有料バスの運行に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 協議第1号八雲町有料バスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書1ページからになります。

現在、当町では、道路運送法の規定に基づき、スクールバスを利用した有償旅客運送（住民混乗運送）として、上の湯・落部及び上八雲・役場間の2路線を運行しております。

今回の条例改正は、本年10月1日から消費税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられたことに伴い、バス使用料（運賃）に消費税引き上げ分を適正に転嫁するため、運賃の一部を改正しようとするものでございます。

現在の運賃については、走行距離に応じて、50円、100円、160円、210円の4段階で設定しております。このたびの増税に合わせ、課税前の原単価に消費税率10パーセントを上乗せし、10円未満を切り捨て処理することにより、改正後の運賃を算出したものであります。

それでは、2ページの新旧対照表により改正内容をご説明いたします。

別表第1、上の湯・落部間を結ぶ道道八雲厚沢部線の料金表及び別表第2、上八雲・役場間を結ぶ町道本町八高通線・道道八雲北檜山線の料金表について、それぞれ100円区間を110円に、210円区間を220円に改正しようとするものであります。

附則として、施行期日を令和2年4月1日としております。

以上、協議第1号八雲町有料バスの運行に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 どれくらいの方が利用しているのでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 このスクールバスの住民混乗については、上の湯線については昭和53年からスタートしておりまして、上八雲線は昭和56年からスタートしてございます。上の湯線のスタートした昭和53年は年間3千586名の利用があり、同様に昭和56年にスタートした上八雲線は1千522名の利用があったのですが、平成30年度の実績は上の湯線が年間11名、上八雲線が151名の利用となっており、これは運行時間が児童生徒の登下校の時間ということで、朝と夕方の時間ということもありまして、年々利用者数は減少しているという実態でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、協議第1号は協議済みといたします。

◎日程第3 議案第1号

○教育長 日程第3 議案第1号「八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食センター所長 教育長。

○教育長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 議案第1号八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明いたします。議案書4ページになります。

この度の委嘱は、八雲町学校給食センター設置条例第4条第2項の規定、任期満了によるものです。

新しく運営委員に委嘱させていただきたい委員は記載の通りで、学校代表が4名、保護者代表が6名、病院薬剤師が1名、八雲町自治基本条例に基づく公募による委員が1名の計12名で、再任が5名、新任が7名となっております。

委員の任期につきましては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間となっております。

以上、議案第1号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第2号

○教育長 日程第4 議案第2号「八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 議案第2号八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱につきまして、説明いたします。議案書5ページになります。

社会教育委員は、社会教育法第15条第1項及び第29条第1項並びに八雲町社会教育委員条例第3条及び第4条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が委嘱すると定められ、さらに八雲町社会教育委員条例第2条の規定により、委員の定数は20人以内と定められております。これまで、八雲町社会教育委員は15名の委員を委嘱しており、任期が9月30日をもって終了いたしましたので、新たに別紙名簿のとおり同数の15名の委員を10月1日付けをもって委嘱しようとするものであります。

新任委員は、社会教育関係団体の推薦から、八雲町文化団体連合会副会長の鈴木馨氏、熊石レディースネットワーク会長の吉田久子氏、八雲町PTA連合会会長梶田和夫氏の3名です。

なお、学校教育関係は校長会及び教頭会から社会教育関係は社会教育関係団体から推薦をいただいております。学識経験者は、地域や男女別、さらには実際に社会教育を実践している方を考慮して委嘱するものです。一般公募につきましては、公募要領を定め募集しましたが、応募はありませんでした。

社会教育委員の職務は、社会教育に関して教育委員会に助言することであり、任期は令和3年9月30日までの2年間となります。

また、八雲町公民館条例第15条に基づきまして、公民館運営審議会委員につきましては、八雲町社会教育委員をもって充てることとなっておりますので、社会教育委員が兼務することになります。

以上で議案説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第3号

○教育長 日程第5 議案第3号「八雲町立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○図書館長 教育長。

○教育長 図書館長。

○図書館長 議案第3号八雲町立図書館協議会委員の任命につきまして、説明いたします。議案書7ページになります。

図書館協議会は、八雲町立図書館条例第16条の規定により設置されており、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある方の中から教育委員会が任命すると定められております。委員の定数は7人以内と規定されておりますが、これまで6名の委員を任命しており、任期が本年9月30日をもって終了いたしましたので、新たに名簿のとおり同数の6名の委員を10月1日付けをもって任命しようとするものであります。

新任委員は、八雲町文化団体連合会の推薦で最上段の浅井久司氏の1名です。一般公募したところ1名応募があったため、再度任命することにし、他の4名を継続して任命することにして提案します。

任命内容は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とされておりまして、任期は令和3年9月30日までの2年間となります。

以上で議案説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第4号

○教育長 日程第6 議案第4号「八雲町文化財保護審議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 議案第4号八雲町文化財保護審議会委員の任命につきまして、説明いたします。議案書8ページになります。

文化財保護審議会は、八雲町文化財保護条例第13条、第15条及び第16条の規定により設置されており、学識経験を有する者から教育委員会が任命すると定められております。委員の定数は10人以内とし、これまで7名の委員を任命しており、任期が本年9月30日をもって終了いたしましたので、新たに別紙名簿のとおり同数の7名の委員を10月1日付けをもって任命しようとするものであります。

新任委員は、最下段の今井光玄氏です。今井氏は町内熊石地域で観音寺の住職を務めており、地域の歴史に詳しいことからこの度任命するものです。他6名は、その経験を継続的に発揮していただくよう再任命としております。なお、一般公募については、特殊な知識・経験が求められ、北海道文化財保護審議会でも一般公募してないため、本任期での一般公募の手続きは八雲町自治基本条例を所管する政策推進課にも確認して行っておりません。

文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議することとされておりまして、任期は令和3年9月30日までの2年間となります。以上で議案説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第5号

○教育長 日程第7 議案第5号「八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 議案第5号八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員の任命について、ご説明申し上げます。議案書9ページをお開き下さい。

八雲町スポーツ推進審議会委員は、スポーツ基本法第31条で、市町村に地方スポーツ推進に関する重要事項を調査させるためスポーツ推進審議会を置くことができると定められており、八雲町スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、学識経験のある者、関係行政機関の職員から教育委員会が町長の意見を聴いて任命することとなっており、この度、任期満了を迎えたことから、議案記載の5名を任命しようとするものです。

任命する5名の内訳は、学識経験者として、町内競技スポーツ団体で組織する八雲・熊石体育協会からそれぞれ1名、地域スポーツの振興関係者として、町内会等で組織している地域スポーツ団体から1名、町民のスポーツ振興のため町が委嘱しているスポーツ推進委員から1名、児童・生徒スポーツ振興の関係者として、中学校体育連盟から1名を任命するもので、うち4名を再任とし、新任が1名であり、八雲町スポーツ推進審議会条例第6条の規定により、任期は、令和3年9月30日までの2年間となっております。

なお、八雲町総合体育館条例第5条の規定により、総合体育館運営委員は、八雲町スポーツ推進審議会委員をもって充て、その任期はスポーツ推進審議会委員の任期によると規定されていることから、あわせて任命するものであります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

○教育長 補足いたします。これまでスポーツ推進委員の代表として落部の知野さんが長く係わってくださっていたのですが、今回勝谷さんに代わったということです。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第6号

○教育長 日程第8 議案第6号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 議案6号八雲町スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明申し上げます。
議案書10ページ・11ページをご覧ください。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条第1項で、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有するものの中から、市町村教育委員会が委嘱することとなっており、この度任期満了を迎えたことから、八雲町スポーツ推進委員規則第5条に基づき、令和元年10月1日から令和3年9月30日までの2年間、議案書11ページのとおり、16名を委嘱するものです。

委嘱する16名の内訳は、地域スポーツ団体推薦として5名、学校関係者として町内各学校から5名、スポーツに関心と理解があるものとして教育委員会が推薦するもの5名、今回の委嘱にあたり、八雲町自治基本条例第17条の規定による公募に応募のあった1名を委嘱するもので、再任13名と新任3名でございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第6号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第7号

○教育長 日程第9 議案第7号「普通財産(土地)の所管換え及び種別替えについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食センター所長 教育長。

○教育長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 議案第7号 普通財産(土地)の所管換え及び種別替えについてご説明いたします。議案書13ページの別紙をお開き願います。

所管換え及び種別替えの理由につきましては、八雲町内浦町237番地24の一部の土地について、給食センター建設用地とすることから、八雲町土地開発基金管理の総務課から所管換えを行うとともに、普通財産から行政財産(教育財産)へ種別替えを行うものです。

所管換え及び種別替えをしようとする土地につきましては、八雲町内浦町237番地24、地目畑、登記上面積6千138平方メートルの一部、4千149平方メートルです。所管換えを行う財産管理者は八雲町総務課、所管換え及び種別替え年月日は令和元年9月30日です。

以上、議案第7号の説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第7号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 報告第1号

○教育長 日程第10 報告第1号「損害賠償額の決定及び専決処分の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第1号損害賠償額の決定及び専決処分の報告について説明いたします。議案書14ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、令和元年9月30日に、別紙のとおり専決処分いたしましたので、ご報告いたします。

それでは内容についてご説明いたします。議案書15ページになります。

本件は、令和元年6月12日、町有公用車で外勤し、熊石地域から公民館に戻る途中、鉛川無番地先の一般国道277号の路上、具体的には、国道277号と道道八雲北檜山線の交差点から熊石方向へ向かって約3.8キロ地点の路上において、右側前方から飛び出してきた動物（キツネ）との接触を避けるために左へハンドルを切ったところ、車両前方がガードケーブル支柱に接触し損害を与えた事故について、民法第715条第1項の規定により、その損害を賠償するため、損害賠償の額を決定したものでございます。

損害賠償の額は、14万6千707円で、損害賠償の相手方は、二海郡八雲町東雲町23番地、函館開発建設部八雲道路事務所長増川直実氏でございます。

職員には、日頃から交通安全の励行を促しておりますが、今後も十分な安全運転、安全確認を徹底するよう指導してまいります。

この度は、相手方及び関係各位にご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございません。

以上、報告第1号 損害賠償額の決定及び専決処分の報告についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○教育長 なければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第11 報告第2号

○教育長 日程第11「報告第2号 ものづくり・アイディア作品展審査結果について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 報告第2号ものづくり・アイディア作品展審査結果について報告いたします。議案書の16ページ・17ページになります。

八雲町公民館では、小学生の夏休み期間中に子どもの創造力を伸ばし、手作りの楽しさや工夫する喜びを理解させることを目的に「子どもアイディア作品展」として作品を募集し、本年は町内7小学校から103点の作品の応募がありました。

8月29日に町内での審査会を実施し、町長賞3点、教育長賞3点、公民館長賞3点、北海道新聞社賞3点の計12点を令和元年度ものづくり・アイディア作品展・第65回回

館地方児童生徒発明工夫展に出展したところ、先日審査会及び表彰式が終了しました。

17ページのとおり、八雲町の児童の作品が、特別賞の渡島教育局長賞、函館市教育委員会教育長賞、函館商工会議所会頭賞に選ばれました。この3名の作品については、現在北海道青少年科学技術振興作品展に出品されております。他に奨励賞1点、入選4点が、また学校賞として落部小学校が選出されましたので報告いたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 これは、教育委員会の文化・スポーツ奨励表彰の対象となるのでしょうか。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 現在北海道青少年科学技術振興作品展に出展しておりますので、そちらの審査結果で、対象になるかならないか推薦するかの判断になると思いますが、まだ結果が届いておりませんので、結果が届いて対象となる場合は推薦を検討したいと思います。

○教育長 補足いたします。例年落部小学校からの作品が多く出展され、函館地方児童生徒発明工夫展にも出展し、昨年に引き続き学校賞に落部小学校が受賞し、児童の励みになっているようです。よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第12 その他

○教育長 日程第12 その他ですが、事務局から何かありますか。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 資料はございませんが、10月10日に令和元年度北海道スポーツ賞を、八雲剣道連盟会長の阿部順一氏が受賞いたしましたので、ご報告いたします。

北海道スポーツ賞は、道内において、オリンピックや国際大会等で特に優れた成績を納めたもの、地域社会において生涯スポーツや競技スポーツの振興に貢献があったものに、北海道知事から送られる賞で、昭和38年に創設されたものです。

八雲町からは、昭和38年に佐久間省一氏、昭和57年に松木初次郎氏が、それぞれ永年の八雲町体育協会長としての活動の功績が認められて受賞しており、阿部順一氏が3人目の受賞となります。

受賞した阿部順一氏は、現在、剣道教師7段で、八雲剣道連盟設立当初の昭和27年から、剣道の普及と青少年の健全育成のため、八雲町のスポーツの普及に努めてきた方です。特に、平成11年から平成22年までの12年間は、6期にわたり八雲町スポーツ少年団本部長を務め、「まちづくりは、人づくり」をモットーに、指導者不足や児童数減少に伴い活動が停滞していたスポーツ少年団を持続的な活動となるよう精力的に活動をされてお

ります。また、平成15年から現在まで八雲町体育協会理事も務めております。

阿部順一氏は現在78歳ですが、現在も剣道少年団の指導にあたっているほか、複数回出場しているねりんピック北海道代表を目指し、更なる技術向上と後継者育成のため鍛錬されております。

この度、このような功績が認められ、本年度の北海道スポーツ賞に輝いたものです。

12月7日には、八雲町体育協会・八雲町スポーツ少年団本部、八雲剣道連盟の三者が発起人となり受賞祝賀会が開催されることとなっており、教育委員の皆さまにも、ご案内があるか聞いておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、北海道スポーツ賞の受賞について、ご報告させていただきます。

○教育長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和元年第9回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時32分】